
平成 2 2 年 度 事 業 計 画 書



社 会 福 祉 法 人 嘉 祥 会

目 次

1 . 社会福祉法人 嘉祥会 法人本部 事業計画	1
2 . 高齢者グループホーム ぬくもりの園 事業計画	5
3 . 高齢者デイサービスセンター ぬくもりの園 事業計画	9
4 . 高齢者ショートステイサービス ぬくもりの園 事業計画	13
5 . 居宅介護支援事業所 ぬくもりの園 事業計画	16
6 . ヘルパーステーション ぬくもりの園 事業計画	18

平成 22 年度 法人本部事業計画書

はじめに

昨年度から引き続き不況による経済不安が続く中、介護業界への雇用拡大に目が向けられました。行政は失業者の雇用対策として、ヘルパー 2 級取得助成制度を開始し、さらに介護現場で働く職員に対しての介護職員処遇改善交付金の支給等、介護業界への雇用促進に動き始めました。

このような状況を踏まえて、前年に引き続き町田市高齢者福祉施設運営協議会や町田市グループホーム連絡会との連携を取りながら、介護業界全体としての人づくりや社会的ネットワークづくりに取り組んでいきます。

今年度は**社会福祉法人嘉祥会**が平成 12 年 12 月 4 日に法人認可を受けてから、十周年を迎えるに当たり、介護に関する講演会や、これまでの法人の歩みをまとめた、冊子の制作など十周年記念行事を実施します。また、他業種からの就業者が増えることにより、今までとは違った新しい考え方を取り入れ、新人教育、法人研修に力を入れていきます。ご利用者、ご家族、協力事業所だけではなく、**嘉祥会が在ることによって出会った役職員同士の出会いの感謝の気持ち**をより良いサービスの提供として表していけるように、それぞれの事業所の人事体制、稼働率の強化を図り、より良い人材確保と事業推進体制づくりを目指します。

また、地域住民の皆様や各種団体などからの協力を得て、運営させていただけることの感謝を、地域の生活の拠点となることで応えられる様、住民との信頼関係を築き、住民の皆様から親しまれる事業活動を展開出来る様に、地元町内会、自治会との連携を密にした社会貢献活動を行います。

そして、近隣に新しい介護施設が開設されることによる利用者の獲得の困難さを危機感として意識し、利用者には選ばれる法人として、他法人から「認知症の方の介護ならぬくもりの園」と評価をいただいている原点にもどり「**嘉祥会ブランド**」を強化していきます。更に十周年を迎えるに当たって、サービスの提供だけではなく、「**ご利用者は何を望んでいるか**」「**ご利用者の満足は何か**」を考え、心のキャッチボールのできるサービスを目指します。また、昨年に続き、物を大切にする「**もったいない**」の精神、助け合う人間関係や、利用者、家族、関係団体、日々共に働く職員への思いやりや協力する心を大切に「**ここで働いてよかった**」と思える魅力ある法人づくりに努めます。

1．基本理念

社会福祉法人嘉祥会は、人間としての「尊厳」を重視し、利用者個人の「意思」を尊重した生活の場を目指します。

また、ご利用される皆様には、ゆったりと、いっしょに、楽しく安心した生活の支援を、真直な心、誠実な心、奉仕の心を持って、利用者やその家族と共に施設運営に取り組むことを理念とします。

2．運営方針

(1) 利用者の生活の質の向上

利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、その人らしい生活の実現に努めます。また、利用者の心身の変化に応じて随時ケース会議で取り上げて改善します。そして、利用者家族、担当ケアマネージャーとの連携の強化に努めます。

(2) 事業の透明性の確保

利用者、家族、地域住民等へサービス内容や経営情報についての透明性に努めます。また、外部による第三者評価などを実施し、情報公開を積極的に行います。

(3) 事業執行の適正化

事業執行にあたっては、介護保険、財務会計さらに個人情報保護等に関する法令等を遵守して、適正な事業執行に努めます。

(4) 公益性の推進

社会福祉事業の主たる担い手という高い公益性を有する法人とし、また、地域の多様な福祉需要に対応していくために、低所得者や制度の狭間にいる方々に対しての支援、公益的な事業の実施など、社会福祉法人としての役割を担います。

(5) 施設の社会化の推進

地域行事への参加、関係団体、他業種との連携など、地域との関係強化を図るとともに、ボランティアの受け入れを積極的に行います。また、本会が知り得た、専門的なケア技術や所有している設備等を地域の方々にご利用していただき、本会の行事への参加を促進します。

3. 重点目標

1. 人づくりの推進

- (1) 都内や地方の福祉専門学校へ訪問求人活動を行います。また、福祉専門学校等の実習生を積極的に受け入れ、そして、高校生、大学生、一般の方々に対して、職場体験や就職相談を行います。
さらに、外国人労働者の就労について、積極的な受け入れを行います。
- (2) 無資格者に対しての資格取得助成金制度の充実を計り、長年、培われた知識、経験が豊富な中・高齢者の雇用を行います。また、在職している職員のステップアップへの資格助成を推進します。そして職員の身体、精神面での健康管理を目的に「リフレッシュ旅行」「人間ドック」費用の補助を行っていきます。
- (3) 町田市社会福祉協議会、ハローワーク、商工会議所等主催の就職説明会へ積極的に参加し、人材確保に取り組みます。
また、専門学校のヘルパー2級受講修了時に、介護の仕事の説明を通し、仕事に対する意識を伝えていきます。
- (4) 各事業所における、毎月の稼働率及び利用状況の分析を行い、サービスの質、営業方法を見直し、業績アップ及びサービス業としての意識の向上に繋がります。

2. 地域ネットワークづくりの推進

町田市及び近接市の行政並びに高齢者団体、各種関係機関との連携を強化します。特に町田市内の商業・経済団体であります、商工会議所や法人会への加入、国際ソロプチミストとの協力を通し、異業種の方々と交流を図り、幅広いネットワークのチャンネルづくりに取り組んでいきます。

3. 社会貢献活動の推進

昨年度に続き、地元町内会、自治会、老人会へのピーアール活動や「地元神社の祭り」「運動会」等、町内会の行事への参加やお手伝い、嘉祥会が開催する「芋ほり」「餅つき」等の行事を通して、「地域に根ざした介護事業の拠点」である事を目標に、地域の皆様に信頼され、親しまれる社会貢献活動を展開していきます。

また、福祉に関する無料相談や地域の介護事業所に対して本会が実施する内部研修会や行事の案内、参加を呼びかけていきます。

4 . 職員研修会の推進

介護サービスの担い手である職員のスキルアップの充実を図ります。法人内部、外部研修へ積極的に参加出来る機会を設けていきます。また、今年度は外部の専門知識のある方を講師に迎えるだけでなく、当法人の、管理者を講師として、「自分が嘉祥会で働く意義、やりがい、今後の抱負」等の講義を行い、他の法人ではなく、当法人ならではの「嘉祥会らしさ」を職員全体で強化していきます。

また、「井の中の蛙大海を知らず」と言われますが、同じ事業を行っている他施設への見学の機会を取り入れ、他事業所間との人事交流、情報交換を通し、各サービスの充実を図ります。

そして、各事業所所長に「職員個人カルテ」の内容による指導を委ねることで、職員個人個人の健康管理、育成を図っていきます。

5 . 広報活動の推進

ご利用者家族、地域の皆様、介護支援事業所を対象に発行している会報誌「介護ナビぬくもり」の発行、昨年度から始めたデイサービス、ショートステイの行事予定及び報告をご家族、支援事業所に発行していきます。また引き続き、電柱広告・バス車内放送・地元情報誌等への掲載、インターネットなどを活用したピアーール活動の推進を図ります。

6 . 防災、防火計画の推進

防火対策として、グループホーム棟にスプリンクラーの設置工事を行い、消火設備の定期点検、避難訓練の実施を行っていきます。

7 . 総合福祉サービス計画の策定

昨年に続き、町田市の高齢社会総合計画を踏まえながら、特別養護老人ホームを含めた、総合福祉サービスの実施に向けて、財源確保のあり方や用途に関すること、運営方法や人材確保等、計画的に推進するための検討をします。

高齢者グループホームぬくもりの園事業計画

(1) 目的

家庭的な環境のもとで、食事や入浴、排泄などの日常生活の支援及び心身の機能訓練を行い、安心と尊厳のもと、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活ができるよう支援します。

(2) 対象者

65歳以上の認知症状のある要介護認定者及び要支援2認定者
(40歳以上で介護保険上の16種類の特定疾患のある方を含む)

(3) 利用者定員

18名

(4) 運営方針

ア．利用者主体の生活

認知症に伴う症状があっても、その人らしく、自由にゆったりと過ごしていただき、また、利用者がお互いに助け合い、可能な限り自立した生活を送っていただけるように支援します。

イ．地域との交流

自治(町内)会主催の行事や当法人の地域社会貢献活動、隔月に開催している地域運営推進会議などを通じて地元自治(町内)会との交流を図り、地域に密着したグループホームづくりに努めます。

ウ．環境の整備

毎日の清掃に加え、園内の床及び窓の清掃を年に3回、換気扇の清掃を年に2回、エアコン及びエアコン室外機の清掃・消毒を年に1回、専門業者へ委託して園内の衛生管理に努めます。危険箇所の点検を実施し、利用者の転倒等を防ぎます。

また、中庭と玄関前の花壇には年に2回、町田市から配布される季節の花の苗を利用者と職員と一緒に植え付け、水やりや手入れを行って成長を楽しむとともに、園周囲の美化に取り組みます。

(5) サービスの内容

ア．利用者の生活

決められた日常の流れを作らず、自宅で生活をしているような、自由でゆっ

たりとした時間を過ごしていただきます。日々の生活の中で、ひとり一人の役作りを目指し、その役割が自信となって自立に結びつくような生活を支援します。

イ．家族との交流

毎月、利用者の日々の生活の様子を手紙にてお知らせします。また、家族に参加をして頂く誕生日会・敬老会・クリスマス会等、交流の場を設けます。そして、家族との連携は密に取り合い、利用者の状態や介護計画について話し合いの場を作ります。また、地域の方々との交流の機会がもてるように、いも掘りやもちつき、ふれあい会などの行事を設けています。

ウ．食事

年間行事を通して利用者主体のもと、流しそうめん、バーベキュー、もちつきなど、手づくりで季節感を味わいます。春には、トマト、きゅうり、なす、おくら、ピーマン等の苗を利用者の方が本会の畑に植え付け、収穫し食卓を彩ります。また、利用者の状態に合わせた食事の形態は、一口大、刻み食、ミキサー食などに変更し、健康状態や食事量に注意して食事を提供します。

(6) 健康管理

介護職員、看護師による朝・夕のバイタル記録、週に1度の歯科往診、2週間に1度の内科往診を設けています。介護職員によるケアカンファレンスを通して、全職員が利用者の心身の状態を把握し支援しております。

提携病院： ・新天本病院
・あいクリニック
・木曽団地歯科

提携施設： ・特別養護老人ホーム福音の家
・老人保健施設マイライフ尾根道
・介護付有料老人ホームグランマ八王子・立川

(7) 防災計画

職員会議において、防災教育や毎日定時での自主点検の実施等で、防災に関する職員の意識を高め、予防活動には積極的に努めます。また、消防計画に基づいて年2回の避難訓練や消火・通報を含む総合防災訓練を実施し、自衛消防活動を確認するとともに、非常時における適切な判断力の確立を図ります。

(8) 年間行事

ア．年間行事予定表

月	行事名	場所	内容
4月	お花見	未定	お弁当を持って、花見へ出掛けます。
5月	バーベキュー	小山内裏公園	バーベキュー場がある公園へ食材を持って出掛け、食事や散策を楽しんでいただきます。
6月	流しそうめん	中庭	中庭に竹を組み立てて流し台を作り、流しそうめんを楽しんでいただきます。
	じゃがいも掘り	農園	本会の農園でじゃがいも掘りを楽しんでいただきます。
7月	七夕会	園内	園内に設置する笹に、願い事を書いた短冊を飾ります。
8月	夏祭り	園内	手作りの屋台でヨーヨー釣りや的当て等のゲームを楽しんでいただいたあと、盆踊りを行います。
9月	敬老祝賀会	未定	参加された利用者家族から、親への感謝の手紙を朗読していただきます。
10月	さつまいも掘り	農園	本会の農園でさつまいも掘りを楽しんでいただきます。
11月	紅葉見物	未定	観光バスを利用して、紅葉見物へ出掛けます。
12月	クリスマス会	未定	昼食は外出し食事会を催し、夕方には車でクリスマスイルミネーションを見物に出掛けます。
	お餅つき	中庭	大きな臼と杵で餅をついたあと、好みの味付けで召し上がっていただきます。
1月	初詣	上根神社	氏神様が祭られている神社へ初詣に出掛けます。帰りは理事長のお宅へ寄り、新年のあいさつをします。
2月	節分	園内	鬼に扮した職員をめがけて、豆まきを行います。

3月	ひな祭り会	園内	手作りの雛を飾り、歌をうたって桃の節句を祝います。
毎月	誕生日会	毎月第3日曜日には誕生会を行います。	

イ．清住平ふれあい会

年に1回、当園の敷地を利用して、地元自治会によって炊き出しが行われます。参加された地域住民に対し、職員による介護用品の使い方の説明や介護についての相談。また利用者と地域住民、養護施設の児童との交流の場として、回を重ねるごとに相互理解を深めています。

ウ．町田市グループホーム活動報告会

毎年10月、町田市内の会場で、市内のグループホーム全事業所が参加してそれぞれの活動を紹介します。職員の講演やビデオでの施設紹介、利用者へのインタビュー等、活動の発表形式には各施設の特色がみられます。

エ．町田市グループホーム入居者作品展示会

毎年12月に町田市国際版画美術館内の展示室で行われる展示会では、市内のグループホーム各事業所が、入居者の取り組んだ手工芸品等を展示します。見学時には、展示された自身の作品を見て喜びを感じたり、他事業所の作品を見て学んだり、利用者の充実した表情がみられます。

(9) 重点目標

ア．年間行事への家族の参加

年間行事の敬老祝賀会やクリスマス会以外にも、お花見やバーベキューなどの行事に家族が利用者と一緒に参加できるように、従来の行事内容の見直し、企画・立案を行います。利用者と家族、また職員間との親睦・相互理解を深めるような充実した行事を開催できるよう取り組みます。

イ．地域資源の活用

図書館や博物館、カルチャーセンターなどの公共施設を利用。また地域で行われるお祭りやコンサート、博覧会などのイベント情報を利用者へ提供し、積極的に参加します。利用者の生活範囲を広げ、地域住民の一員として地域の中で尊厳ある生活を過ごしていただけるよう取り組みます。

高齢者デイサービスセンターぬくもりの園事業計画

(1) 目的

人間としての「尊厳」を重視し、個人の「意思」を尊重し、気軽に、ゆったりと、楽しく、安らいで過ごせるように、真直な心、誠実な心、奉仕の心を持って接し、利用者とその家族と共に取り組んでいくことを目的とします。

(2) 対象者

65歳以上の要介護認定者及び要支援認定者
(40歳以上の介護保険上の16種類の特定疾患のある方含む)

(3) 利用者定員

32名(認知症単独型12名×2単位 小規模型8名)

(4) 運営方針

ア．環境

利用者が心身ともに安定し「また来たい」と思えるような家庭的でぬくもりのある環境づくりに努めます。

イ．生きがい作り

利用者の生活歴の中から趣味・楽しみを見つけることで、自分らしさを取り戻し、生きがいを持てるように努めます。

ウ．介助方法

職員が全て提供するのではなく、例えば、配茶・調理・昼食配膳・洗濯物たたみ等の自分で出来ることを行う事で、自ら参加し、「出来た」という達成感のある利用者主体の介助に努めます。

エ．家族支援

家族と対話(意志・選択・希望・悩み等)を持つことで介護負担や精神的・身体的負担が軽減出来るよう、相談・助言に努めます。

オ．地域・家族交流

利用者と家族・地域・ボランティアによる季節行事・音楽会・お菓子づくり・手工芸等を開催することで、家族・地域・施設の交流の場が持てるように努めます。

カ．開園日

年末年始の12月31日から1月3日までと、日曜日を除いて開園いたします。(平日・土曜に加え、祝日も開園いたします。)

キ．広報活動

年4回、会報誌「介護ナビぬくもり」を発行し、活動内容・情報を地域住民や関係機関へお知らせします。広告宣伝としてタウン情報誌、路線バス案内、看板設置、商店ビラ設置などや、各関係機関への営業を行う事で利用者獲得に繋がるように努めます。

(5) サービスの内容

ア．生活支援・援助

生活機能訓練、趣味・生きがい活動を通して身体的機能を維持し、ご利用者の残存能力を引き出すように支援します。また、個別機能訓練計画による効果測定を行ない、身体機能向上に努めます。そして家族には、介護負担の軽減を図れるように援助します。

イ．食事

新鮮な野菜を使用した郷土料理、栄養バランスが行き届いた料理で視覚、匂い、味を楽しめる食事を作っていきます。また、普通食のほか、利用者に合わせて、刻み・極刻み・超刻み・ミキサー食にします。そして、お茶・汁物などのトロミつけをし、食材の風味や見た目が損なわれないように心掛けます。

ウ．入浴

健康保持(清潔、床ずれ防止等)や気分転換が得られるよう安全に入浴して頂きます。銭湯気分で大風呂に入り、家庭には無い楽しみを味わって頂きます。身体のご不自由な方には、リフト浴でゆっくり、ゆったりとした入浴を楽しんでいただきます。平成22年度は新たに、身体的な負担が少なく、身体の芯からあたたまるシャワー入浴装置の導入も予定しております。また、毎月26(ふる)日の週には、温泉浴を楽しんでいただきます。

エ．環境と設備

施設内の整理整頓、毎日の利用終了後の清掃により園内の清潔、衛生管理に留意します。また、危険箇所の点検を実施し、事故防止に努めます。

オ．送迎

利用者宅の玄関へお迎えに行き、玄関までお送りします。送迎中、車内の温度管理・体調管理に留意し、「右に曲がります」「左に曲がります」等の声掛け

を行い、介護職員が添乗し、歌や会話を楽しみながら安全な送迎を行います。

カ．日課

利用者の気持ちになって、個々のペースに合わせ、利用者の経験や知識を活用できるメニューづくりを致します。また、家族・ボランティア・地域住民の協力を得て、楽しみながら機能訓練に繋がるレクリエーションを行います。

(6) 健康管理

利用者とその家族及びスタッフの安全の為、園内感染の防止、健康管理に努めます。デイサービスセンター到着後、バイタルチェック（血圧・体温・脈拍）問診、視診を行います。入浴前後も最近の状況や家族からの連絡メモを参考にし、再度チェックして身体状況の確認をきめ細かく行います。また、活動中においても体調の変化等異常が認められた場合は、その状況に応じて安静をとり、ケアマネジャー、医師、看護師、家族と連絡をとりあい必要な対応、処置を行います。

(7) 防災計画

火災などに対しては、消防計画に基づき年二回の消火訓練・通報訓練・避難訓練や消火器取扱いを訓練し、町内会・地元消防団との連携を取り速やかに行動します。

(8) 年間行事

季節に応じた行事を開催します。過ごしやすい時期には出来るだけ外出行事を取り入れていきます。

月	行 事	内 容
4月	桜、菜の花の花見	尾根緑道や近隣公園の桜や菜の花を見ながら散策します。
5月	苺狩り	近くの畑で苺狩りに出掛けます。
	バラ園見学	野津田公園のバラ園を散策します。
6月	紫陽花、菖蒲見学	近隣の公園へ花見に出掛けます。
	じゃが芋掘り	近くの畑へじゃが芋掘りに出掛けます。
7月	蓮の花見学	近隣の蓮池や薬師池公園等に蓮の花見に出掛けます。
	七夕飾りづくり	七夕飾りで七夕を祝います。
	農園野菜収穫	農園の野菜を収穫します。
8月	夏祭り	夏祭り週間を設け、浴衣に着替えて盆踊りを皆で踊ります。スイカ割りやヨーヨー釣り等も楽しんで頂きます。
	農園野菜収穫	農園の野菜を収穫します。

9月	敬老会	ボランティアの方による舞踊やお祝い膳で祝います。
10月	紅葉見物	高幡不動等の近隣の公園へ紅葉狩りに行きます。
11月	バラ園見学	野津田公園のバラ園を散策します。
	菊花展	高幡不動や薬師池公園等の菊花展に出掛けます。
	さつまいもほり	近くの畑へさつまいも掘りに出掛けます。
12月	クリスマス会	ボランティアの方による演奏会で祝います。
	餅つき	つきたての餅を召し上げて頂きます。
1月	新年会	獅子の舞い踊りで新年を祝います。
	七草粥	七草粥で無病息災を祈ります。
2月	節分	職員が鬼に扮し豆撒きを行い無病息災を祈願します。
3月	雛祭り	ボランティアの方による演奏会で祝います。
	梅の花見学	近隣の公園へ花見に出掛けます。
毎月	誕生会	その月のお誕生日の方をケーキと誕生日カードのプレゼントでお祝いします。

(9) 重点目標

ご利用者の要望を確認した上でレクリエーション活動の考案を定期的に行い、ご利用者一人ひとりに満足して頂けるデイサービス作りを行います。また、居宅介護支援事業所への定期的な営業活動を地道に行い稼働率の増加を目指します。

感染症の予防・感染症発生時の対応も迅速かつ的確に行い、感染症のまん延防止に努めます。

高齢者ショートステイサービスぬくもりの園事業計画

(1) 目的

人間としての「尊厳」を重視し、個人の「意思」を尊重し、気軽に、ゆったりと、楽しく、安らいで過ごせるように、真直な心、誠実な心、奉仕の心を持って接し、利用者とその家族と共に取り組んでいくことを目的とします。

(2) 対象者

65歳以上の要介護認定者及び要支援認定者

(40歳以上の介護保険上の16種類の特定疾患のある方含む)

(3) 利用者定員

20名

(4) 運営方針

ア.利用者ひとり一人の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

イ.事業の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家族との結びつきを重視し、行政、居宅介護支援事業所、他の介護保険施設又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

(5) サービス内容

ア. 食事サービス

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、生活習慣を尊重した適切な時間に提供します。また、利用者の自立の支援に配慮し、自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。

イ. 介護サービス

介護にあたっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実につながるよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。

ウ. 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、自立した日常生活を送る上で必要な生活機能の維持のため機能訓練を行うよう努めます。

エ. 入浴サービス

利用者の身体状況に応じた介助を行い安全、安楽に入浴して頂けるよう努めます。毎月6の付く日に、天然温泉浴を実施し気分転換を図って頂きます。

オ. 環境と設備

施設内の整理整頓、毎日の利用終了後の清掃により園内の清潔、衛生管理に留意します。また、危険箇所の点検を実施し、事故防止に努めます。

(6) 健康管理

健康状態の観察とバイタルチェック(血圧・脈拍・体温の測定)等により、異変の早期発見と疾病の予防に努めます。また、必要に応じて服薬の援助、処置などを行ないます。緊急時には応急処置を行なうとともに、医療機関、家族と連絡をとり、迅速に対応するように努めます。

(7) 防災計画

火災に対しては、消防計画に基づき定期的な避難訓練や消防機器の取扱い訓練を実施し、地元消防団との連携を図り、速やかに行動します。

(8) 年間行事

月	行事	場所	内容
4月	お花見	近隣の公園	近隣の公園にて桜を見学します。
5月	節句	フロアー及び園庭	鯉のぼりなど飾りつけを行い、雰囲気を楽しんでいただきます。
6月	紫陽花見学	近隣の公園	近隣の公園にて紫陽花見学を満喫していただきます。
7月	七夕祭り	フロアー及び園庭	短冊に願い事を書いて頂き七夕の飾りつけをします。
8月	納涼祭	フロアー及び園庭	盆踊りやバイキング料理を召し上がっていただきます。
9月	敬老会	フロアー	式典を行いお祝ケーキなどを召し上がっていただきます。

10月	紅葉見学	近隣の公園	近隣の公園へ紅葉狩りに出かけます。
11月	お芋掘り	園の畑	近くの畑までお芋を掘りに行きお芋料理を召し上がっていただきます。
12月	クリスマス会	フロアー	クリスマスカードのプレゼントやお楽しみ料理を味わっていただきます。
1月	新年式、初詣	神社及びフロアー	新年の挨拶を行い近隣の神社へ初詣に行きます。
2月	節分祭	フロアー及び園庭	ご利用者による豆まき、スタッフの出し物を楽しんでいただきます。
3月	ひな祭り	フロアー	ご利用者とスタッフで歌やレクリエーションを楽しんでいただきます。

(9) 重点目標

ご利用者の意思を尊重し安全・安心を第一に考え、職員全員が共通認識を持ち業務を遂行できるよう努めます。また日々、知識並びに技術を向上できるよう職員間でのコミュニケーションを密にとり、思いやりの心を常に抱きより良いサービスが提供できるよう努めます。

居宅介護支援事業所ぬくもりの園事業計画

(1) 目的

要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 対象者

65歳以上の要介護認定者及び要支援認定者

(40歳以上で介護保険上の16種類の特定疾患のある方を含む)

(3) 利用者定員

介護支援専門員1名につき39名

(4) 運営方針

ア . ご利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、その利用者が可能な限り居宅において、現在の身体状況に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって支援を行います。

イ . 提供されたサービスについては、目標達成の度合いやご利用者及びその家族の満足度等について常に評価を見直し、介護計画の訂正や変更を行うなど、その改善が図れるよう努めます。

(5) サービスの内容

ア . 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成します。

イ . サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

ウ . 利用者、家族及びサービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、月に1回以上訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者との連絡調整を行います。

エ．サービス担当者会議を当該事業者等で開催し、担当者から意見をもとめるものとしします。

(6) 健康管理

感染症等に関する基礎知識の習得に努めます。また、年 1 回以上の健康診断を実施します。

(7) 防災計画

消防計画に基づき定期的な避難訓練や消防機器の取扱いについて実地訓練等を行います。

(8) 重点目標

ア．サービス実施地域内の地域包括支援センターを中心に訪問し、また、広告掲載等でご利用者の確保に努めます。

イ．敬老月間にはご利用者へプレゼントをします。

ヘルパーステーションぬくもりの園事業計画

(1) 目的

要介護状態または要支援状態にある利用者が、可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

ア . 要介護者及び要支援者の心身の状況などに応じた適切なサービスの提供を行います。

イ . 提供された介護サービスについて、利用者の目標の達成度や満足度等の評価を行います。また、新たな目標の設定やサービス内容に修正等がある場合は、訪問介護計画の修正を行い、その改善が図れるよう努めます。

(3) 利用対象者

65歳以上の要介護認定者及び要支援認定者。

(40歳以上で介護保険上の16種類の特定疾患のある方を含む。)

(4) 職員配置

事業の実施にあたっては、管理者、サービス提供責任者、訪問介護員の配置が法令で定められています。これらについては、サービス提供体制を考慮した最小限の員数として定められたものであり、サービス利用の状況や利用者数及び指定訪問介護の業務量により、適切な員数を確保していきます。

(5) 利用者定員

サービス提供責任者1人につき、当該事業所の月間の延べサービス提供時間が概ね450時間以内を基準とします。

(6) 利用者確保の取り組み

サービス実施地域内の居宅介護支援事業所を訪問し、利用者の確保に努めます。